

これは謄本である。

令和 6 年 8 月 23 日

東京高等裁判所第 8 民事部

裁判所書記官 大野照平



令和 6 年 (ラ) 第 620 号 地位保全等仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件

(原審・宇都宮地方裁判所令和 5 年 (ヨ) 第 18 号)

決 定

埼玉県春日部市備後東八丁目 53 番 5 号

抗 告 人	中 島 一 利
同 代 理 人 弁 護 士	一 木 明
	深 見 愛 一 郎

東京都新宿区片町 5 番 3 号

相 手 方	株式会社鬼怒川カントリークラブ
同 代 表 者 代 表 取 締 役	川 島 大 明
同 代 理 人 弁 護 士	加 毛 修
	加 毛 誠
主 文	

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第 1 抗告の趣旨及び理由

別紙「抗告申立書」(令和 6 年 3 月 26 日付け訂正後のもの) 及び「抗告理由書」(いずれも写し) 記載のとおり。

第 2 事案の概要 (以下、略語は、新たに定義しない限り原決定の例による。)

- 1 本件は、抗告人(原審債権者)が、相手方(原審債務者)に対し、主位的に、平成 11 年 6 月 27 日に当事者間で締結された鬼怒川カントリークラブゴルフ場(本件ゴルフ場)の正会員の地位を付与する旨の契約に基づき、本件ゴルフ場の正会員の地位にあることを仮に定めることを求めるとともに、本件ゴルフ場施設の利用妨害の禁止を求めて仮処分の申立てを行い、予備的に、平成 20 年 5 月 9 日に当事者間で締結された上記契約と同旨の契約に基づき、本件ゴル

フ場の正会員の地位にあることを仮に定めることを求めるとともに、本件ゴルフ場施設の利用妨害の禁止を求めて仮処分の申立てを行う事案である。

原審が抗告人の本件各申立てをいずれも却下したところ、抗告人は、これを不服として本件抗告を提起した。

2 前提となる事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記第3の2のとおり、当審における抗告人の主張を加えるほかは、原決定「理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（原決定2頁4行目から13頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原決定の補正）

- (1) 原決定2頁19行目の「甲15の1」の前に「甲2、」を加える。
- (2) 同3頁18行目末尾に「同条2号及び5号の規定内容は、平成12年5月改正から令和3年3月3日付け改正までの間において特段の変更はない（乙2、22、44）。」を加える。
- (3) 同5頁19行目の「乙5」の次に「、21」を加える。
- (4) 同6頁4行目の「いずれも」の次に「特別決議により」を、同7行目の「5万株」の次に「（1株当たり600円、合計3000万円）」をそれぞれ加える。
- (5) 同7頁15行目の「石井芳美」の次に「総務部長」を、同23行目の「審尋の全趣旨」の前に「乙21、」をそれぞれ加える。
- (6) 同8頁2行目の「年会費」の次に「（4万4000円）」を、同9行目の「令和4年4月」の次に「11日付け内容証明郵便により、同月」をそれぞれ加える。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同様、本件各申立てはいずれも理由がなく、却下すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり、当審における抗告人の主張に対する判断を加えるほかは、原決定「理由」欄の「第3 争

点に対する判断」の1及び2（原決定13頁8行目から18頁12行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原決定の補正）

- (1) 原決定13頁10行目の「原則として、」の次に「同株式の」を加え、同14行目の「債務者の」を「抗告人の相手方における」に改める。
- (2) 同14頁2行目の「上記当裁判所の判断」を「当該文書の記載は、上記判断」に、同6行目及び8行目の各「5月6日に」並びに同11行目の「5月6日」をいずれも「5月9日付で」に、同13行目の「規定」を「記載」にそれぞれ改める。
- (3) 同14頁22行目から23行目にかけての「記載されたこと」の次に「及び正会員証書の記載のうち「本件クラブ規則及びエチケット・マナーを遵守する」旨の定めのみが相手方に対する義務から除外されること」を加える。
- (4) 同15頁9行目から10行目にかけての「なっている」の次に「（前提となる事実(2)エ）」を加え、同11行目の「債務者の社員」を「相手方の従業員」に、同行目の「本件通帳」を「本件口座」にそれぞれ改める。
- (5) 同16頁26行目の「解すべきである」を「認めるのが相当である」に改める。
- (6) 同17頁9行目の「解除が有効でないことが疎明されたとは認められない」を「解除は有効であり、同解除が無効であることを前提とする抗告人の主張は採用することができない」に改め、同17行目の「仮に、」の次に「所定の入会手続を経ていないため」を加える。
- (7) 同18頁12行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「3 保全の必要性があるか否か（争点3）について

抗告人は、相手方に対し、本件ゴルフ場の正会員の地位にあることを仮に定めること及び債権者が本件ゴルフ場施設を利用するのを妨害してはならないこと（いずれも仮の地位を定める仮処分）を求めているところ

る、抗告人が主張する「ゴルフプレーを楽しみ、健康を維持するなどの利益」については、その性質・内容に照らし、本案判決の確定を待つていては「債権者（抗告人）に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とする」（民事保全法23条2項）事情があるとは認められず、保全の必要性を認めることはできない。

また、抗告人は、抗告人が本件クラブの理事長として職務を執行することなどを保全する必要があるとも主張する。しかし、疎明資料（乙15～17、21）によれば、令和5年4月29日に開催された本件クラブの定時会員総会において14名の理事が選任され、同日開催の理事会において、山口和夫理事が理事長に選任され、その後理事長として本件クラブの運営等の職務執行に当たっていることが認められ、本件全資料によっても、その職務執行に問題があることをうかがわせる事情は認められない。そうすると、抗告人と相手方との間で本件クラブの理事長の地位に争いがあることを踏まえても、抗告人が本件クラブの理事長として職務を執行することを緊急に保全する必要があるとか、これを認めないと著しい損害を生ずるおそれがあるとは認められないから、抗告人の主張を採用することはできない。

したがって、本件において保全の必要性の疎明があるとはいえない。

4 以上によれば、本件において、被保全権利の疎明がされたとはいせず、保全の必要性の疎明もないから、本件各申立てはいずれも理由がない。」

## 2 当審における抗告人の主張に対する判断

(1) 抗告人は、本件ゴルフ場の優先的利用権等は相手方の株式の払込金の対価としての性質を有しているため、平成20年4月の相手方に対する株式の無償譲渡によっても、抗告人の有する優先的利用権等は失われず、抗告人は、引き続き優先的利用権等を有するプレー会員であった旨を主張する。

しかし、引用に係る補正後の原決定第3の1(1)及び(2)（同13頁10行目

から14頁3行目まで)で説示したとおり、相手方の株式が譲渡された場合、原則として同株式の譲渡人が株主会員の地位を失い、譲受人が株主会員の地位を得るという形で株主会員の地位が変動していたことからすれば、株式と株主会員の地位は一連一体のものであるといえ、株式を無償で譲渡したことにより、抗告人の株主会員としての地位も消滅したというべきである。この点、抗告人は、優先的利用権等は株式の払込金の対価としての性質を有しているため、相手方が抗告人に払込金相当額の金員を支払わない限り、優先的利用権等が失われることではなく、プレー会員の地位は存続する旨主張するが、上記のとおり、相手方の株式が譲渡された場合、株式の譲渡人は株主会員の地位を失うのが原則であること、抗告人を含む株主会員の各株式の相手方による無償取得(株式の消却)は株主総会の特別決議に基づき適法にされたものであり、その場合株主が払込金相当額の返還を受ける権利を失うことは法律上当然のことであること、相手方が株主会員であった者に対し、平成20年5月9日付で正会員証書を送付していることからすれば、相手方と抗告人を含む株主会員であった者との間で、同日、消滅した株主会員の地位の代わりにプレー会員の地位を付与する旨の契約が締結されたものと認められ、抗告人の主張は採用することができない。

(2) 抗告人は、本件クラブの年会費は平成19年以降も本件クラブに帰属し、相手方に帰属するものではないから、抗告人が本件口座から2080万円を引き出したことは、本件クラブの理事長の正当な権限に基づく業務であり、相手方及び本件クラブとの信頼関係を破壊するものではない旨主張する。

しかし、引用に係る補正後の原決定第3の2(2)ア(同14頁26行目から16頁26行目まで)で説示したとおり、①平成19年5月に改正された本件クラブ規則32条に基づき、同年以降は相手方が年会費の額の決定及び年会費の徴収をした上で、本件クラブの運営費を負担するようになったこと、②令和3年2月当時、本件通帳は相手方の事務所において相手方従業員が保

管し、本件口座に係る銀行印は相手方の代表取締役が保管していたこと、③平成19年以降、相手方が年会費に係る消費税の納税を行い、年会費が相手方の決算報告書の売上高欄に計上されるようになるなど、同年以降の年会費は、会計処理上、相手方の収入として扱われていると認められること等に照らせば、少なくとも平成19年以降の年会費は相手方に帰属するものと認めるのが相当であるから、これに反する抗告人の主張は採用することができない。

これに対し、抗告人は、①本件クラブ規則32条の改正は、本件クラブと本件クラブ構成員（各会員）との間の権利義務関係を発生させる効果はなく、抗告人と相手方との間で年会費支払義務を生じさせる新たな手続が採られることもなかったから、同条の改正は年会費が相手方に帰属することの根拠とはならない旨、②仮に、平成19年以降年会費の帰属が本件クラブから相手方に変更されたのであれば、預託金会員にもその旨が記載された正会員証書が交付されてしまうべきところ、預託金会員には同証書が交付されていない旨、③本件クラブの作成に係る平成22年度の年会費元帳（甲58）は、本件クラブが平成19年以降も年会費を管理し、相手方に助成金を交付していたことを裏付ける客観的証拠である旨主張する。

しかし、上記①については、本件クラブの会員（本件ゴルフ場の正会員）は、本件クラブ規則を遵守する義務を負っており（同規則10条2号）、本件クラブ規則の改正は本件クラブの会員総会の決議に基づきされるものであること、前記説示のとおり、平成19年以降の年会費は会計処理上相手方の収入として扱われている上、本件口座の銀行印は相手方の代表取締役が保管し、本件通帳は相手方の従業員が管理していたことからすれば、抗告人の主張を採用することはできず、上記①の指摘は、年会費の帰属に関する上記判断を左右するものではない。

上記②については、年会費について定める平成19年5月改正後の本件ク

ラブ規則32条は預託金会員にも当然適用され、正会員証書は年会費の帰属を直接定めるものではないから、預託金会員への正会員証書の交付の有無は年会費の帰属とは無関係の事情であり、抗告人の主張は失当である。

上記③については、前記説示のとおり、年会費元帳（甲58）の作成に相手方が関与した形跡は見当たらず、平成22年当時、本件クラブにおいて当該元帳がいかなる経緯で作成されたかは判然としない上、前述のとおり、平成19年以降の年会費は会計処理上相手方の収入として扱われていること、令和3年当時、本件口座の銀行印及び通帳は相手方の代表取締役及び従業員が管理していたこと、ほかに相手方が本件クラブに対し、平成19年以降に助成金の支給を要請したことを裏付ける客観的資料がないことからすれば、甲第58号証の記載は、少なくとも平成19年以降の年会費が相手方に帰属するとの上記判断を左右するに足りず、抗告人の主張を採用することはできない。

(3) その他、抗告人が種々主張する点は、いずれも上記1の判断を左右するものではない。

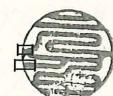
### 3 結論

よって、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和6年8月22日

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 三角比



裁判官 川淵健司



裁判官 内海雄介

